

質問事項に対する回答書

件名：亀山市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託

No.	質問事項	回答
1	4.参加資格要件の(10)「直近5年以内に国又は地方公共団体が発注する業務において、インフラメンテナンスに係る官民連携事業の導入検討または発注支援に関わる業務実績を有すること。」ありますが、国が発注する道路保全支援業務(橋梁保全も内包する)については、この業務実績に該当するという解釈でよろしいでしょうか。	直近5年以内に国又は地方公共団体が発注する業務において、インフラメンテナンスに係る官民連携事業の導入検討または発注支援に関わる業務実績については、参加資格審査により審査させていただきます。
2	4.参加資格要件の(9)「直近5年以内に国又は地方公共団体が発注する業務において、橋梁メンテナンスに係る維持管理台帳または維持管理システム等の導入実績を有すること。」とありますが、行政が保有する既往の道路橋維持管理計画システム導入をベースとした業務は、この業務実績に該当するという解釈で宜しいでしょうか。	直近5年以内に国又は地方公共団体が発注する業務において、橋梁メンテナンスに係る維持管理台帳または維持管理システム等の導入実績については、参加資格審査により審査させていただきます。
3	管理台帳の作成について 委託仕様書 第12条「⑥管理台帳の作成」について、管理台帳に掲載が想定される情報は既に収集済みであり、別途、収集されていない情報を掲載することとなった場合でも新たに調査、整理する必要は無いという認識でよろしいでしょうか。	本業務で策定する実施計画を計画的かつ継続していくための管理台帳については今回の業務で新規導入となります。

4	コスト縮減に関する検討における現地踏査について 委託仕様書 第13条「①コスト縮減に関する検討」について、新技術の活用検討や集約・撤去の検討を行う際に、現地踏査が必要と判断した場合、協議の上、変更の対象となりますでしょうか	別途追加で業務が必要となる場合は契約後、受注者と協議し決定します。
5	損傷度の標準化について 委託仕様書 第16条「損傷度の標準化」について、その評価 は既存の橋梁点検結果より机上にて行うことを基本とするという認識でよろしいでしょうか。また、この際、現地踏査が必要と判断した場合、協議の上、変更の対象となりますでしょうか	損傷度の標準化については、以前の橋梁点検結果より机上を基本としています。 別途追加で業務が必要となる場合は契約後、受注者と協議し決定します。
6	公募型プロポーザル実施要領 4.参加資格要件(7) 及び 7.(1)提出書類⑤について 「本店の所在地において国税、地方税その他公租公課を滞納していないこと」との記載がございます。下記①②をご教示いただけますでしょうか。 ① 国税を滞納していないことを証する資料として、納税証明書の「その3の3」を提出するとの認識でよろしいでしょうか。 ② 亀山市の入札参加資格に三重県内の所管事務所を登録している場合、所管事務所においての都道府県民税及び市町村民税についての納税証明書の提出は不要との認識でよろしいでしょうか	①納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出してください。 ②本店の証明書提出をお願いします。
7	公募型プロポーザル実施要領 7.(1)提出書類について 提出書類の⑤に「納税証明書（公告日から起算して 6 月以内に発行されたもの）」との記載がございますが、納税証明書は写しでの提出が可能との認識でよろしいでしょうか	納税証明書の複写提出は可能です。

8	公募型プロポーザル実施要領 10.企画提案書等の提出部数、提出期限、提出場所及び提出方法について 企画提案書（様式5）の提出部数が6部との記載がございますが、企画提案書（様式5）に押印した原本を1部、押印した原本のコピーを5部提出するとの認識でよろしいでしょうか	企画提案書（様式5）については押印した原本1部、コピー5部の提出をお願いします。
9	業務実施体制表（様式 6）について 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の資格を記入する欄がございますが、資格を証する資料の添付は不要との認識でよろしいでしょうか	資格者証の提出をお願いします。
10	仕様書 P.4 第 12 条⑥管理台帳の作成 ここで作成する「管理台帳」とは、点検結果（エクセル）データの取り込み、修繕結果の登録などを行い、実施計画の進捗状況を管理・モニタリングできるシステムを新規に構築するものでしょうか	質問内容のようなシステム導入を想定しています。
11	仕様書 P.5 第 4 章健全度評価 健全度評価（第 16 条損傷度の標準化、第 17 条健全度評価）は、すべての橋梁（315 橋）に対して実施するものでしょうか。 また、この健全度評価は、既存の点検結果（提供資料）に基づき、机上で実施するという認識でよいでしょうか	健全度評価は315橋すべてに対して実施します、また既存の点検結果（提供資料）に基づき、机上での実施を基本としています。